

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年12月 6 日（金）第573号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱の一部を改正する要綱（※）（管財課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第816号

障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 6 年12月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱の一部を改正する要綱

障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱（平成18年鹿児島県告示第2005号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ウ中「100分の2.3」を「100分の2.7」に改める。

別記第 1 号様式中「印」を削り，同様式中

雇 用 の 状 況	3	障害者雇用率算定用の常時雇用する労働者の数 ①	人
		(②－②×⑤÷100)	
		常時雇用する労働者の総数 ②	人
		(③＋④×0.5)	
		短時間労働者以外の常時雇用する労働者の数 ③	人
		短時間労働者の数 ④	人
		除外率（％） ⑤	％
		障害者である常時雇用する労働者の総数 ⑥	人
		(⑦＋⑩)	
		短時間労働者以外の常時雇用する労働者の数 ⑦	人
		(⑧×2＋⑨)	
		重度障害者の数 ⑧	人
		重度以外の障害者の数 ⑨	人
		短時間労働者の数 ⑩	人
		(⑪＋⑫×0.5＋⑬)	
		重度障害者の数 ⑪	人
		重度以外の障害者の数 ⑫	人

	精神障害者（特例）の数 ⑬	人
	障害者雇用率（％） (⑥÷①×100)	％

を
「

雇 用 の 状 況	3	障害者雇用率算定用の常時雇用する労働者の数 ① (②－②×⑤÷100)	人
		常時雇用する労働者の総数 ② (③＋④×0.5)	人
		短時間労働者以外の常時雇用する労働者の数 ③	人
		短時間労働者の数 ④	人
		除外率（％） ⑤	％
		障害者である常時雇用する労働者の総数 ⑥ (⑦＋⑩)	人
		短時間労働者以外の常時雇用する労働者の数 ⑦ (⑧×2＋⑨)	人
		重度障害者の数 ⑧	人
		重度以外の障害者の数 ⑨	人
		短時間労働者の数 ⑩ (⑪＋⑫×0.5＋⑬＋⑭×0.5)	人
		重度障害者の数 ⑪	人
		重度以外の障害者の数 ⑫	人
		精神障害者（特例）の数 ⑬	人
		特定短時間労働者の数 ⑭	人
		障害者雇用率（％） (⑥÷①×100)	％

に改め、同様式注 3 及び注 4 を次のように改める。

3 精神障害者である常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）は、⑨に計上してください。

4 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（⑭に計上する者を除く。）は、⑩に計上してください。

別記第 1 号様式注 5 中「⑭」を「⑮」に改め、同様式注中 5 を 7 とし、4 の次に次のように加える。

5 精神障害者である短時間労働者（⑭に計上する者を除く。）は、⑬に計上してください。

6 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者は、⑭に計上してください。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 12 月 6 日から施行する。

2 改正後の障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱（次項において「新要綱」という。）第 2 条第 2 号の規定の適用については、令和 8 年 6 月 30 日までの間、同号ウ中「100 分の 2.7」とあるのは、「100 分の 2.5」とする。

3 この要綱の施行の際現に改正前の障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱（以下この項において「旧要綱」という。）第 4 条第 1 項の登録を受けている者は、この要綱の施行の日に新要綱第 4 条第 1 項の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録を受けたものとみなされる者に係る登録の有効期間は、新要綱第

5 条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日におけるその者に係る旧要綱第 4 条第 1 項の登録の有効期間の残存期間と同一の期間とする。